

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 20 日

関係道府県担当部局の長 殿
関係省庁担当部課室の長 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（総括担当）

「地域原子力防災協議会の設置について」の決定について

日頃より、原子力防災の取組に関し、多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。

本年3月18日に開催いたしました合同ワーキングチームにてお知らせいたしましたとおり、3月20日付にて、「地域原子力防災協議会の設置について」を内閣府政策統括官（原子力防災担当）にて決定いたしましたので、添付のとおり送付いたします。

関係道府県に置かれましては、関係する市町村宛て周知いただきますよう、また、関係省庁に置かれましては、必要に応じ、所管団体宛て周知いただきますよう、お願い申し上げます。

今後、本決定に基づき、各地域の原子力防災対策の継続的な充実強化に向け、取り組んでまいりますので、皆様の更なるご協力、取組をお願い申し上げます。

以上。

<事務取扱担当者>
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（総括担当）付
今井、池田
電話：03-3581-0373

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
 - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
 - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照して行う。

(別紙1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

伊方地域の緊急時対応
(中間とりまとめ)
(案)

平成27年 月 日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
伊方地域原子力防災協議会作業部会

【目 次】

第1 位置付け

第2 伊方地域の概要

第3 緊急事態対応体制

第4 PAZ 圏内の施設敷地緊急事態、全面緊急事態及び UPZ 圏内における対応

第5 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

第6 緊急時モニタリングの実施体制

第7 緊急被ばく医療の実施体制

第8 実動組織の支援体制

第1 位置付け

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体においては、防災基本計画及び原子力災害対策指針（以下、「指針」という。）による新しい枠組に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化に向けた取り組みが行われている。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や避難行動要支援者対策の具体化等を進めるに当たっては、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されているところである。そこで、原子力防災会議の下、政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援するために、内閣府において全国13ヵ所にワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置した。

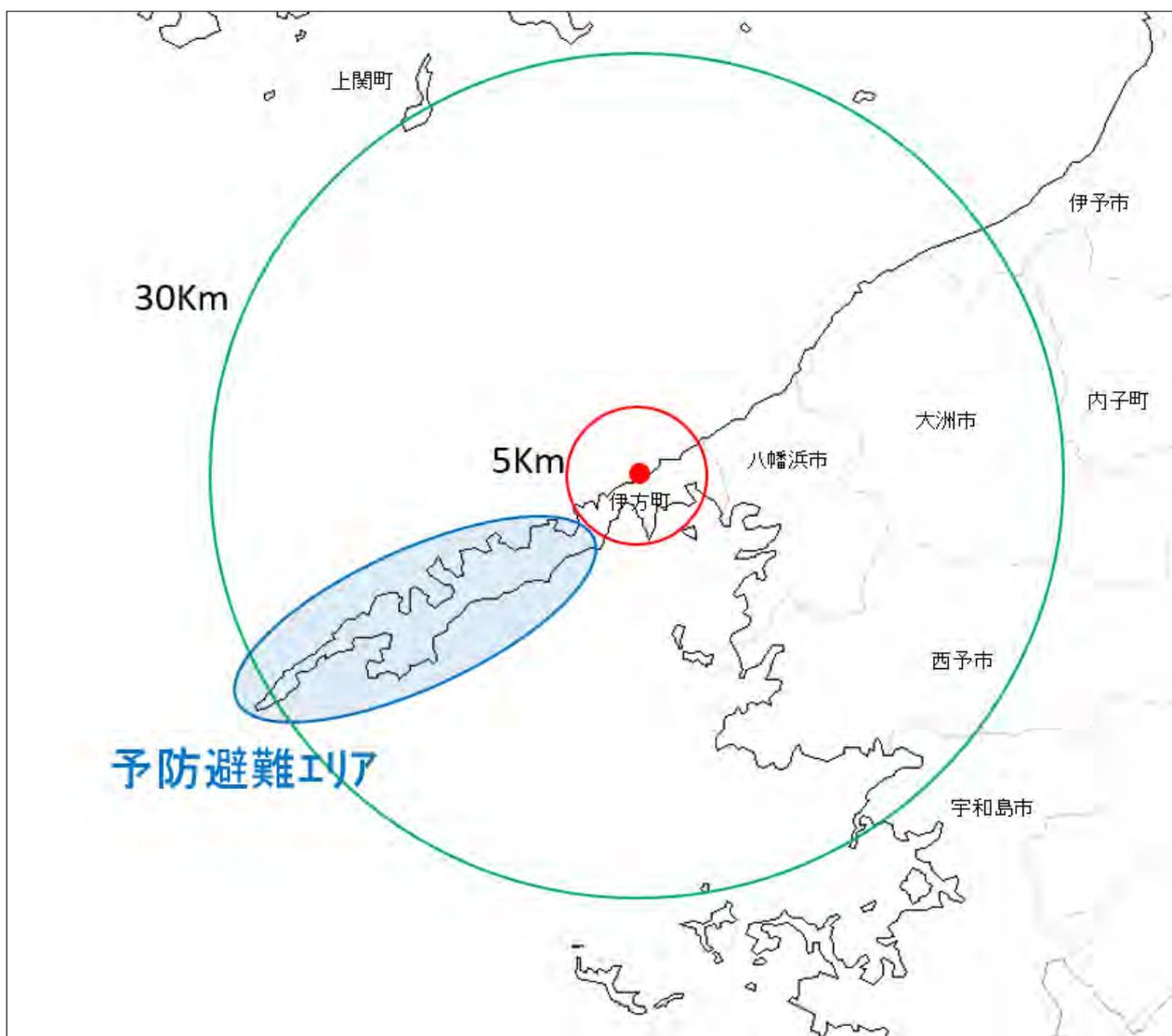
本資料は、伊方地域の地域防災計画について、これまでの実効性確保のための検討状況及び引き続き検討すべき課題を取りまとめ、「伊方地域の緊急時対応（中間とりまとめ）」として整理したものである。なお、地域防災計画・避難計画の具体性や実効性に資する検討は継続的に行うべきであり、今般共有した課題については伊方地域原子力防災協議会作業部会（以下、「作業部会」という。）で引き続き検討していくこととする。

第2 伊方地域の概要

愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）及び山口県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める伊方地域の原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は伊方町の一部が位置し、UPZ圏内は愛媛県伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、山口県上関町の5市3町にまたがる。なお、愛媛県広域避難計画において、PAZ圏より西の佐田岬半島地域については、予防避難エリアとして位置づけられている。

また、PAZ圏内人口は約6,000人、UPZ圏内人口は約123,000人（うち、予防避難エリア人口は約5,000人）、原子力災害重点区域内の人口は約129,000人である。

図1 伊方地域における原子力災害重点区域の概要



第3 緊急事態対応体制

1 愛媛県、山口県及び関係市町の対応体制について

愛媛県及び愛媛県内の関係市町は、警戒事態となった場合、災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態に至った場合、災害対策本部へ移行する。山口県及び上関町は、全面緊急事態となった場合、災害対策本部を設置する。また、関係市町の災害対策本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を行う。

今後、特に伊方町において、住民の迅速な避難を行うために、対応する職員の配置計画や配車計画等、実効性のある初動対応体制の構築を検討していく。

2 国の対応体制について

国は、警戒事態の前段階から、原子力規制庁及び内閣府職員が参集し、現地オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始する。

警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始する。

施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応することとしている。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣する。

全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国、愛媛県、山口県、関係市町等のメンバーからなる原子力災害合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応する。

3 連絡体制の確保について

国、愛媛県、山口県、関係市町間においては、一般回線が通信不全の場合には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、通信体制を確保する。

4 オフサイトセンター等の整備

原子力災害時の拠点として、新たなオフサイトセンターを西予市に整備しており、26年度に建設工事を完了している。(現行のオフサイトセンターは伊方町に所在。)また、オフサイトセンターが機能不全に陥った際の代替施設として、愛媛県庁八幡浜支局を代替オフサイトセンターとしているが、代替オフサイトセンターの追加整備等について、更なる検討をしていく。

第4 PAZ 圏内の施設敷地緊急事態、全面緊急事態及び UPZ 圏内における対応

1 住民への情報伝達について

関係市町は、伊方発電所において警戒事態等が発生した場合、広報車、防災行政無線、有線回線、緊急速報メール等の多様な広報手段を活用し、住民に情報を伝達す

る。また、要配慮者施設（医療機関、社会福祉施設等、幼稚園・小中学校）に対しても、電話、ファックスその他のあらゆる手段を活用し、迅速に情報を伝達する。

2 住民の避難について

愛媛県では、関係市町の広域避難先として、県内市町をはじめ大分県を含む第一避難先候補施設及び第二避難先候補施設を設定し、複数の避難先を確保している。また、これらの避難先候補施設に避難できない場合や、避難先候補施設に二次被害等があった場合には山口県に避難することとしている。今後、更なる避難先候補施設の確保に関して、他県での避難先確保等について検討をしていく。

山口県では、上関町の離島である八島の一部がU P Z圏内に含まれることから、島外に避難所を設定している。

3 要配慮者等の避難等について

(1) 医療機関・社会福祉施設、学校・保育所等の防護措置について

愛媛県では、重点区域内に位置する全ての医療機関・社会福祉施設等（314施設）について、緊急時の患者や入所者の搬送方法、重点区域外の受入れ確保等に関する計画を策定した。医療機関の受入施設の確保については、県の緊急被ばくアドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受けて、愛媛県災害医療対策部が避難先を調整することとしている。社会福祉施設等の受入施設の確保については、予め受入施設の確保を行うとともに、短期入所施設やグループホームは家族への引き渡しを優先することとしている。また、伊方町の学校については学校単位での集団避難を、伊方町の保育園及び他市町の学校・保育園等については、保護者への引き渡しを基本とし、公立の全ての施設で避難計画を作成している。私立の施設については、現在避難計画の策定を進めているところであり、引き続き必要な働きかけを行っていく。

(2) 在宅の避難行動要支援者の防護措置について

愛媛県では、在宅の避難行動要支援者の避難については、まずは一般の避難所へ避難したうえで、必要に応じて福祉避難所へ移送を行う。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移送手段が用意できていた場合は、直接避難を行う。なお、避難行動要支援者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期に行うものとし、放射性物質の放出のおそれ等がある場合は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるものとする。

山口県では、町職員、自治会及び消防団等の支援を受け避難を行う。

また、愛媛県及び山口県の関係市町においては、避難行動要支援者名簿の策定を進めているところであり、今後は、整理された名簿に基づき個別避難支援計画を策定する。

(3) 放射線防護対策施設の整備について

避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者等への対応として、P A Z圏内及びその周辺にある医療機関・社会福祉施設、学校等のうち、現在7箇

所について放射線防護対策を実施している。【資料●参照】今後、避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者への対応を含め、これらの放射線防護対策施設における緊急時の施設への搬送手順の考え方、支援者等を含む収容体制、放射線防護対策施設を有効に活用するための情報連絡体制や物資備蓄の整備等について、さらなる検討をしていく。

4 住民避難に係る渋滞対策について

自家用車等による避難を円滑に実施するために、避難経路上の渋滞が予想される交差点への警察官の配置、通行禁止、通行抑制措置等の渋滞抑制対策に関して関係機関等と協議を行っている。また、他の地域での取組事例（道路交通情報板の活用、避難車両シールの配布、避難誘導のための電柱への標識の設置）等を参考にしつつ、今後、更なる渋滞抑制対策を検討していく。

5 避難に係る輸送手段確保について

P A Z 圏内においては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民に対して避難を即時に実施することとしており、伊方地域における P A Z 圏内の住民は約 6, 0 0 0 人であり、放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態において、自家用車を基本として、バス、福祉車両等により避難を実施することとしている。そのため、避難行動要支援者の把握と共に、自家用車による避難が実施できない住民について具体的な人数を把握する必要があることから、現在、伊方町において全戸訪問調査を実施している。今後は、全戸訪問調査の結果を元に、P A Z 圏内からの避難の際にバス等を必要とする最大想定対象人数及びバス等の必要台数について算出し、現地における車両確保策を検討していく。

U P Z 圏内においては、全面緊急事態に至った時点で、すべての住民に対して屋内退避を開始することとしており、その後、U P Z 圏内の全住民が一斉には避難もしくは一時移転を行わず、緊急時モニタリングの結果に基づき、O I L の基準値を超える区域を特定した上で、当該区域の住民の一時移転等を実施することとなるが、自家用車による避難が実施できない住民の避難については、愛媛県、山口県及び関係市町が所有するバス等のみでは十分な対応ができない場合が想定されることから、民間輸送事業者所有のバス、船舶等の活用が必要不可欠である。従って、必要に応じて民間輸送事業者に対し避難の協力を要請していく。また、四国電力株式会社（以下、「四国電力」という。）に対しても避難の協力を要請していく。

6 予防避難エリアの対応

愛媛県広域避難計画では、P A Z より西の佐田岬半島地域に位置する U P Z 圏について、予防避難エリアとし、放射性物質の放出に至れば陸路での避難が困難となる場合があることから、P A Z 圏への避難指示と同時に避難を指示する。今後、予防避難エリアの運用方法について、実効性の確保に関して更なる検討をしていく。

第5 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

1 放射線防護資機材の備蓄・供給体制

住民避難時における輸送手段を担う輸送事業者、医療機関・社会福祉施設、教育機関等に必要な放射線防護資機材は、愛媛県、山口県及び関係市町施設に保管している。今後、避難の更なる実効性を確保するために、放射線防護資機材の具体的な配備先等を検討していく。

2 物資、燃料の備蓄・供給体制

重点区域内への生活物資の備蓄・供給については、自然災害に備えた行政備蓄、流通備蓄を活用する他、医薬品等については、愛媛県では県内5カ所の保健所に分散備蓄する他、流通在庫の調達を行うこととしている。なお、物資が不足する場合には、愛媛県、山口県及び関係市町は原子力災害対策本部に対して物資調達の要請を行い、国は所管する関係業界団体等に物資の調達要請を行うなど、必要な対応を行うこととしている。今後は、国及び周辺自治体からの物資供給の迅速性を高めるために、物資集積拠点や一時集結拠点の整備等を検討していく。

第6 緊急時モニタリングの実施体制

1 緊急時モニタリングの実施について

緊急時モニタリングは、緊急時対応センターの統括のもと、現地に国の担当官を長とする緊急時モニタリングセンターを設置して実施することとしている。愛媛県及び山口県では、あらかじめ緊急時モニタリングセンターの体制や緊急時モニタリングの実施等に関する基本的事項を定めた緊急時モニタリング計画を策定する。(愛媛県：平成27年3月策定済み、山口県：平成27年4月策定予定) 国は緊急時に直ちにこの計画を参照して事故の状況に応じた「緊急時モニタリング計画」を策定する。

なお、国は、平成26年10月に緊急時モニタリングセンターの具体的な運用について「緊急時モニタリングセンター設置要領」を定め、伊方発電所における緊急時モニタリングセンターの人員の確保や資機材の整備を行っていく。

2 愛媛県及び山口県における緊急時モニタリング体制

伊方発電所の周辺区域(発電所内の敷地を含む)では、発電所から概ね30キロ圏内に42局(愛媛県：20局、山口県：1局、四国電力：21局)の固定モニタリングポストを設置し、空間放射線量率を常時監視しており、万が一、電源等が喪失しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源を整備するとともに、通信回線を多重化している。

また、愛媛県及び山口県では、固定モニタリングポストのほか、可搬型モニタリングポスト(●●台(愛媛県：10台、山口県：●●台))やモニタリングカー(●台(愛媛県：1台、山口県：●台、国：2台))を整備しているほか、可搬式ヨウ素サンプラ(●台(愛媛県：7台、山口県：●台))などを整備している。

四国電力は、固定モニタリングポストのほか、可搬型代替モニタリングポスト、モニタリングカー、可搬型放射線計測器等を配備している。

3 防護措置の実施単位と緊急時モニタリング地点

愛媛県及び山口県では、関係市町におけるOILに基づく一時移転等の防護措置の実施単位と緊急時モニタリング地点の対応付けを行っている。

4 緊急時モニタリング動員計画

国は、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、モニタリング関係機関の協力を得て必要な要員及び資機材の円滑な動員を図るため、「緊急時モニタリングに係る動員計画」を定めた。

第7 緊急被ばく医療の実施体制

1 安定ヨウ素剤の配布について

愛媛県及び伊方町では、PAZ圏内において安定ヨウ素剤の事前配布に関し説明会及び配布会を行い、安定ヨウ素剤の事前配布を実施した。今後も引き続き、愛媛県及び伊方町が連携し、常設相談窓口での定期説明会や追加説明会の開催等による未配布者への対策を講じ、PAZ圏内での事前配布を進めていく。UPZ圏内においては、必要に応じ安定ヨウ素剤の緊急配布を行うため、迅速な配布を可能とするための備蓄箇所等の検討をしていく。

2 避難退域時検査及び除染について

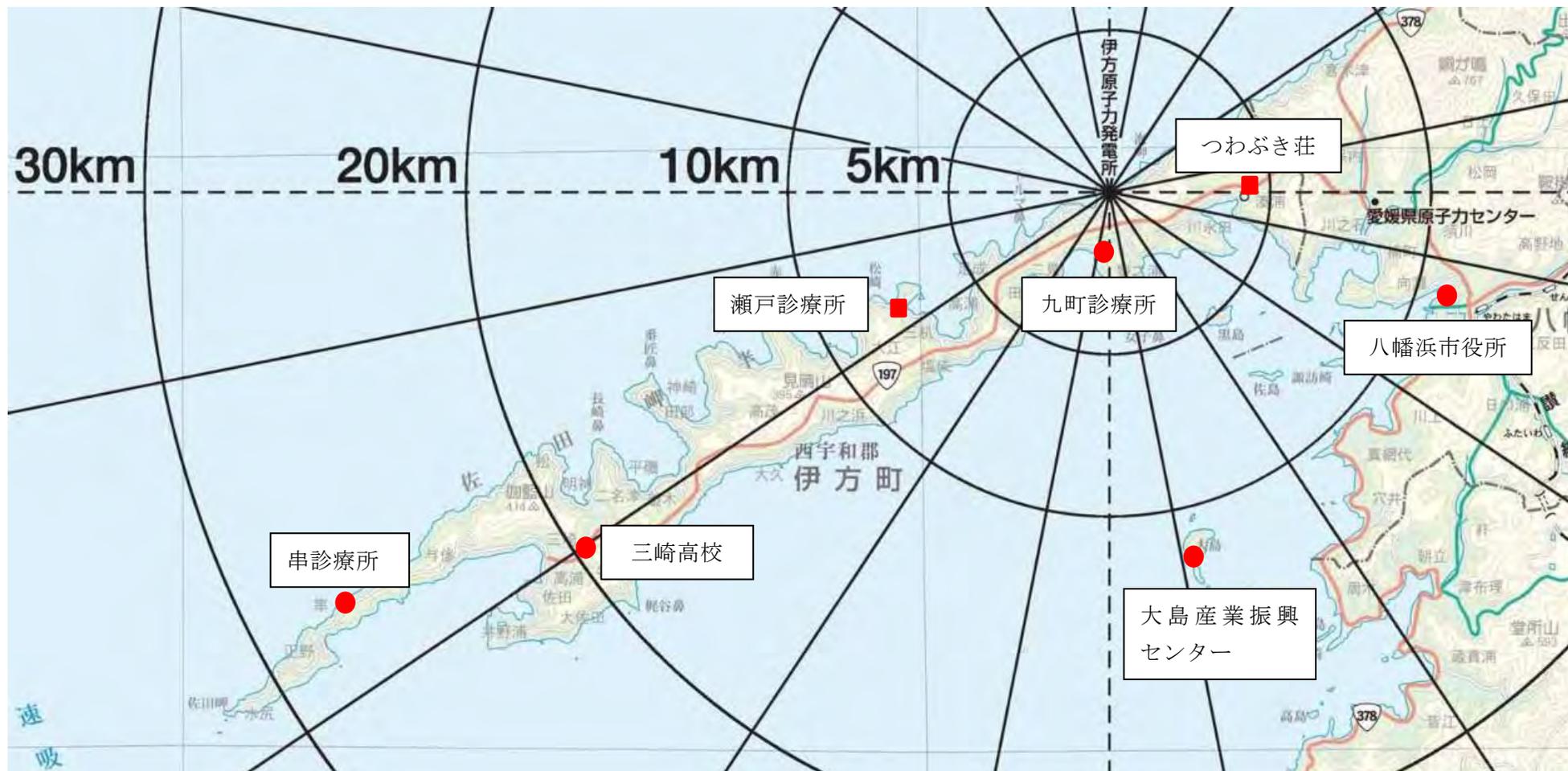
避難退域時検査及び除染場所では、指針に定められている基準（OIL4）を元に避難退域時検査を実施し、基準を超える際は除染を行うこととしている。今後、避難退域時検査及び除染場所の具体的な実施場所について検討をしていく。また、避難住民が確実に避難退域時検査を受けられることができるよう、検査を行う要員や検査資機材の追加確保策等について検討をしていく。

第8 実動組織の支援体制

不測の事態の場合は、オフサイトセンターにおいて集約された愛媛県、山口県及び関係市町からの要請に対し、国の原子力災害対策本部の調整により全国規模の実動組織（自衛隊、警察、消防、海保等）による各種支援を実施することとしている。

以上

放射線防護対策施設一覽



要支援者入所施設	■
一般施設	●